

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画変更（案） （概要説明資料）

令和4年1月

大阪湾広域臨海環境整備センター

1. 大阪湾フェニックス計画の概要

■ 目的

- ①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ②埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。

■ 広域処理対象区域

	大阪湾圏域	日本(全国)	シェア
自治体 (H27)	2府4県 168市町村	47都道府県 1,719市町村	9.8%
面積 (H27)	18,362km ²	377,972km ²	4.9%
人口 (H27)	20百万人	127百万人	15.7%

■ 広域処理場整備対象港湾

港湾	管理者
尼崎西宮芦屋港	兵庫県
堺泉北港	大阪府
神戸港	神戸市
大阪港	大阪市



1. 大阪湾フェニックス計画の概要

■フェニックスセンターの主な業務

①港湾管理者の委託を受けて行う業務

- ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
- ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成

②地方公共団体の委託を受けて行う業務

- ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
- ・ 一般廃棄物等による海面埋立て
- ・ 搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理

③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て

1. 大阪湾フェニックス計画の概要

■ 4つの埋立処分場の状況

1期事業



尼崎沖埋立処分場

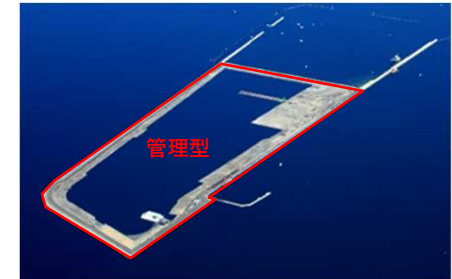


泉大津沖埋立処分場

2期事業



神戸沖埋立処分場



大阪沖埋立処分場

R3.3末現在

1期事業

2期事業

処分場名	受入開始年月	面積 (ha)	計画量 (千 m^3)	埋立量(千 m^3)	進捗率
泉大津沖埋立処分場	H4年1月	203	30,800	29,951	97.2%
尼崎沖埋立処分場	H2年1月	113	15,782	15,585	98.8%
神戸沖埋立処分場	H13年12月	88	15,000	11,684	77.9%
大阪沖埋立処分場	H21年10月	95	13,975	5,940	42.5%
合計		499	75,557	63,160	83.6%

1. 大阪湾フェニックス計画の概要

■フェニックス計画の経緯(1)

時期	内容
昭和56年12月	「広域臨海環境整備センター法」の施行
昭和57年3月	「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立
昭和60年12月	基本計画の大臣認可 泉大津沖埋立処分場・尼崎沖埋立処分場の位置づけ
平成2年1月	尼崎沖埋立処分場の受入開始
平成4年1月	泉大津沖埋立処分場の受入開始
平成9年3月	基本計画変更の大臣認可 神戸沖埋立処分場の位置づけ、受入対象区域の追加、 廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸
平成12年3月	基本計画変更の大臣認可 大阪沖埋立処分場の位置づけ、 廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸

1. 大阪湾フェニックス計画の概要

■フェニックス計画の経緯(2)

時期	内容
平成13年11月	基本計画変更の大臣認可 受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸
平成13年12月	神戸沖埋立処分場の受入開始
平成18年3月	基本計画変更の大臣認可 受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸
平成21年10月	大阪沖埋立処分場の受入開始
平成22年3月	基本計画変更の大臣認可 廃棄物の種類及び量の変更
平成24年3月	基本計画変更の大臣認可 廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸
平成30年3月	基本計画変更の大臣認可（現行計画） 廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸

2. 基本計画の変更（案）の内容

■基本計画変更（案）の概要

（1）広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域の追加

- ・環境大臣が指定した広域処理対象区域に基づき、奈良県山辺郡山添村を受入対象区域に追加
- ・兵庫県の篠山市の名称を丹波篠山市に変更（R元年5月の名称変更を受け）

（2）広域処理場の建設工事・海面埋立て期間の延伸（泉大津沖・尼崎沖）

- ・受入期間（R 5 ⇒ R 7）
- ・護岸建設期間（R 5 ⇒ R 9）
- ・埋立進捗率（体積補正）

（3）土地利用計画図面の更新（泉大津沖埋立処分場）

※（2）～（3）については基本計画資料－計画編－の修正

2. 基本計画の変更（案）の内容

■変更理由

（1）広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域の追加

近年、厳しい規制や地元理解が得られない等の理由により、全国的に新たな処分場の建設が困難となっており、最終処分を取り巻く状況はますます厳しくなっている。

奈良県山辺郡山添村から、自前処分場の終了に伴う要望を受け、環境省が、令和3年10月28日に広域処理対象区域に同村の追加を告示したため、広域処理対象区域は169市町村となった。この告示を受け、同村域から廃棄物を受入れるため、受入対象区域の追加を行う必要がある。

※あわせて基本計画資料－計画編－においても必要な見直しを行う。

2. 基本計画の変更（案）の内容

（1）広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域の追加

令和3年10月28日環境省告示第70号により、環境大臣が指定した広域処理対象区域に基づき、奈良県山辺郡山添村を受入対象区域に追加

諸元	データ
人口	3,350人（令和3年5月現在）
区域面積	66.52km ²
ごみ排出量	932トン（平成30年度）
最終処分量	111トン（平成30年度） ※現在、天理市に処理委託し、村内にある同市処分場にて最終処分



※「広域処理対象区域」

1の都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面埋立てを行うことが特に必要であると認められる区域として環境大臣が指定するもの（センター法第2条第2項）

2. 基本計画の変更（案）の内容

(2) 広域処理場の建設工事・海面埋立て期間の延伸（泉大津沖・尼崎沖） （基本計画資料－計画編－の修正）

現状の陸上残土による残余容量（内水ポンド・覆土）を踏まえ、適正な事業計画に見直す。

- ・受入期間の延伸（変更前）令和5年度 ⇒（変更後）令和7年度
- ・廃棄物埋立護岸の建設（変更前）令和5年度 ⇒（変更後）令和9年度
- ・埋立進捗率の見直し（体積補正の見直し）
 - 泉大津沖処分場（体積補正0.90→0.88）
 - 尼崎沖処分場（体積補正0.79→0.78）

【現 状】

現計画：受入期間・廃棄物埋立護岸建設期間の完成・終了時期 令和5年度

埋立状況・泉大津沖埋立処分場 管理型廃棄物：平成13年度受入終了

安定型廃棄物：令和2年度受入終了

残事業：管理型内水ポンド部の埋立（陸上残土による埋立：約40万m³）

安定型の陸上残土による覆土（陸上残土による埋立：約45万m³）

・尼崎沖埋立処分場 管理型廃棄物：平成13年度受入終了

安定型廃棄物：平成13年度受入終了

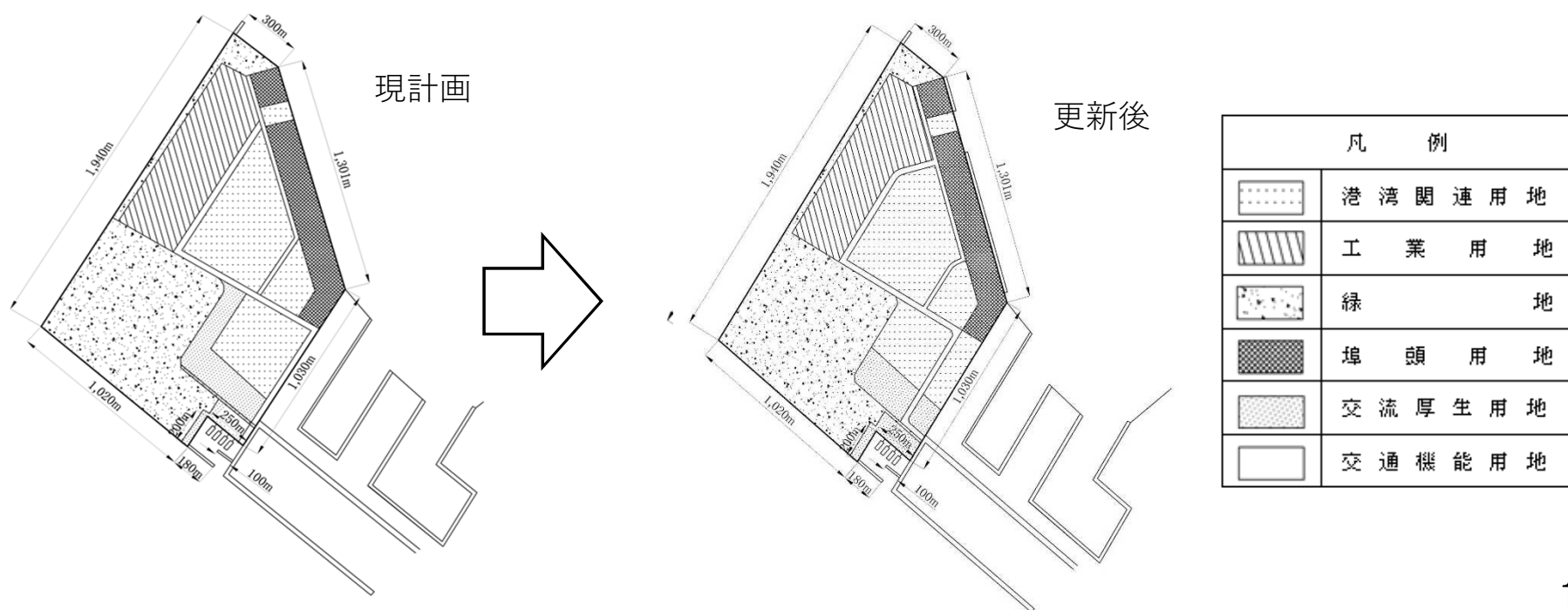
安定型覆土：令和3年5月終了

残事業：管理型内水ポンド部の埋立（陸上残土による埋立：約18万m³）

2. 基本計画の変更（案）の内容

(3) 土地利用計画図面の更新（泉大津沖埋立処分場） （基本計画資料－計画編－の修正）

平成31年3月の堺泉北港港湾計画改訂に伴い、土地利用計画参考図を更新



3. 基本計画変更スケジュール（イメージ）

